

## 中核市移行支援 P T の取組状況

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日

## 1 共通

8～9月	○移譲事務の整理 ①法定移譲事務、県単独事務等の分類 ②処理件数、処理時間の調査 ③事務執行体制の調査 ④条例、規則、審議会等の整備の要否 等
10～11月	○県の P T 又は県・市担当課間での事務事業の説明、質疑応答

## 2 各 P T での取組状況等

保健衛生・環境 P T (福祉保健部関係)	<p>○保健所の組織体制、業務概要等についての説明及び質疑応答を行い、移譲事務に係る理解促進を図るとともに、課題を抽出。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○専門職の人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、薬事監視員(薬剤師等)、栄養指導員(管理栄養士等)等</li> </ul> <p>○法定移譲事務以外の事務の移譲に当たっての支障の有無、移譲方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上中核市に移譲されない事務(例)…精神障がい者の措置入院、麻薬関係の許認可</li> </ul> <p>&lt;今後の作業&gt;</p> <p>○保健所業務のうち必ず専門職が行わなければならないもの、必要となる資格等について改めて整理した上で、<u>専門職の確保の方策(新規採用、派遣等)等について協議。</u></p> <p>○<u>法定移譲事務以外の事務を移譲することについて、隘路・支障がないか、あるとすればどのようなものか、個別に点検し、対応策を検討。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市に法定移譲されない理由(県がその区域にわたり広域的・一体的に処理することが効率的であるなど)の確認が必要。</li> </ul> <p>参考) 地方自治法 (中核市の権能) 第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、<u>都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務</u>で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p>
-----------------------	---

<p>保健衛生・環境PT（生活環境部関係）</p>	<p>○移譲事務の概要、必要な体制等についての説明及び質疑応答を行い、移譲事務に係る理解促進を図るとともに、課題を抽出。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○専門職の人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲事務を処理するため配置が必要となる獣医師、薬剤師等の専門職員は、県も含めて採用希望者が少なく、確保が困難な状況。</li> </ul> <p>○法定移譲事務以外の事務の移譲に当たって支障がないかどうかの確認</p> <p>○一般大気測定局の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、大気汚染防止法に基づき一般大気測定局を鳥取保健所（江津）に設置。</li> <li>・来年度から中央病院の建替え工事が始まるが、重機からの排出ガス、粉塵などによる影響を受けることが予想されるため、移転する必要あり。</li> <li>・<u>鳥取市へ事務移譲される際、再移転とならないよう調整する必要がある。</u></li> </ul> <p>&lt;今後の作業&gt;</p> <p>○市の保健所設置に伴うスムーズな事務事業の実施のため、<u>専門職員の確保、組織体制、県市の連携等について協議。</u></p> <p>○<u>法定移譲事務以外の事務を移譲することについて、隘路・支障がないか、あるとすればどのようなものか、個別に点検し、対応策を検討。</u></p> <p>○一般大気測定局の移設に関し、<u>将来の市への事務移譲を見据え、移設場所等について県・市で調整。</u></p> <p>※現時点で考えられる移設方法としては大きく2つ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①今回の移転の際に市の施設へ移設</li> <li>②県の施設へ移設した上で、事務移譲後引き続き当該施設を市が使用</li> </ol>
<p>都市計画PT</p>	<p>○移譲事務の整理を進めた結果、<u>ほとんどの事務について市が特例市及び景観行政団体になった時点で移譲済みであることを確認。</u></p> <p>○法定移譲事務で移譲の準備が必要となるのは、以下の3法令。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①屋外広告物法（屋外広告業の登録事務のみ）</p> <p>②高齢者の居住の安定確保に関する法律</p> <p>③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> </div> <p>○中核市移行とは直接関係しないが、市への移譲が望ましい事務として、以下の3つの事務を市へ提示し、移譲について協議中。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>②土地改良法</p> <p>③公営住宅法（市が管理している県営住宅の移譲）</p> </div> <p>&lt;今後の作業&gt;</p> <p>○法定移譲事務については、特段の課題等もないと考えられることから、県・市担当課間で事務移譲の準備を進める。</p> <p>○市への移譲が望ましいと考えられる事務について、県・市で協議を継続。</p>

教育PT	<p><b>【研修関係】</b></p> <p>○県、市それぞれが実施している教職員研修の体系、内容等について情報共有。</p> <p><b>&lt;今後の作業&gt;</b></p> <p>○他の中核市での例を聴き取るなどし、県・市の役割分担、望ましい研修実施の方法、その他の課題について検討。</p> <hr/> <p><b>【文化財関係】</b></p> <p>○移譲事務は7項目であるが、<u>例年処理案件があるものは1項目（文化財である埋蔵物の届出の受理）のみ。</u></p> <p><b>&lt;今後の作業&gt;</b></p> <p>○特段の課題等もないため、必要に応じて県・市の担当課間で事務移譲の具体的な作業を進めていく。</p>
------	--

### 3 今後の予定（共通）

平成26年度内を目途に、移譲事務の範囲及び事務移譲後の市の組織体制について概要を固めるよう県・市で調整。

## 鳥取保健所大気測定局の移設について

県では、大気汚染防止法に基づき、鳥取保健所（鳥取市江津）に大気測定局を設置し、大気常時監視を行っているが、県立中央病院局の建て替え工事がH27により開始されることにより、隣接する測定局を移設する必要がある。

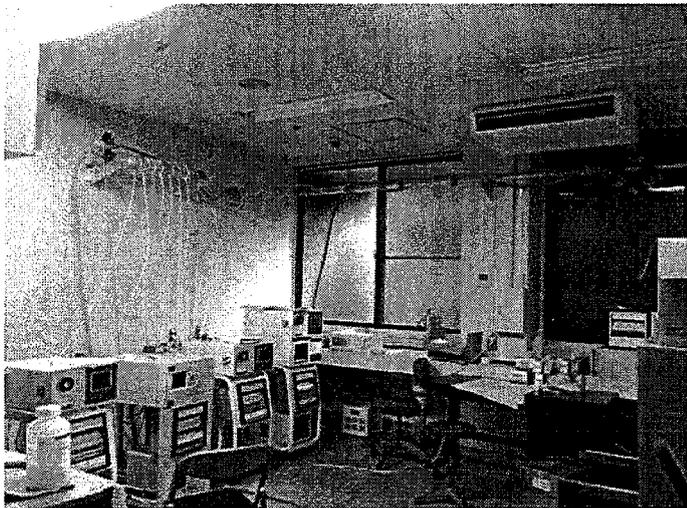
一方、鳥取市の中核市移行に伴い、大気汚染防止法が鳥取市に移譲されることにより、大気常時監視は鳥取市の事務となる。

そのため、測定局の移設に関して二重の投資をさけるため、鳥取市に対して以下の条件により、鳥取市管理の適地の検討をお願いしている。

- 常時監視データの継続性確保のため、現在の測定地点の近隣であること
- 一般環境の測定地点として、望ましい地点であること（道路付近、工業地域等は不適）
- 事務処理基準に沿った、設置位置が確保できること（高さ3m～10m）
- 測定装置を設置する部屋が使用できることが望ましい

### 【現在の鳥取保健所局の状況】

（大気測定局室内）



（屋上設置機器の状況）



### 【参考：測定項目】

- ① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)
- ② 一酸化炭素 (CO)
- ③ 浮遊粒子状物質 (SPM)
- ④ 二酸化窒素 (NO、NO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>)
- ⑤ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)
- ⑥ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)
- ⑦ 非メタン炭化水素  
(NMHC、THC、CH<sub>4</sub>)
- ⑧ 風向・風速
- ⑨ 紫外線量 (UVA、UVB)
- ⑩ 温度・湿度 等